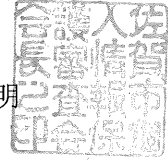


答 申 第 8 5 号  
平成26年1月31日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成26年1月7日付佐市障福第1621号により諮問がありました「身体障害者手帳所持者のスポーツに対する意識と活動の実態に関する調査に係る個人情報の目的外利用」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。